

ふるさと納税制度の概要

生まれ育った故郷や、応援したいまち（自治体）に対して寄附をした場合に、その寄附金額に応じてご自身の納めるべき税金（所得税や住民税）が減額されるものです。

控除を受けるためには、寄附をした翌年に確定申告を行っていただくことになります。

寄附金に係る税の控除

・寄附を行うことにより、寄附者の個人住民税所得割額の概ね2割までの範囲内で、基本的には所得税と住民税を合わせて最大「寄附金額－2,000円」が控除されますが、個々の寄附金による税への影響額等については、お住まいの自治体へお問い合わせください。

・確定申告不要な「ワンストップ特例制度」

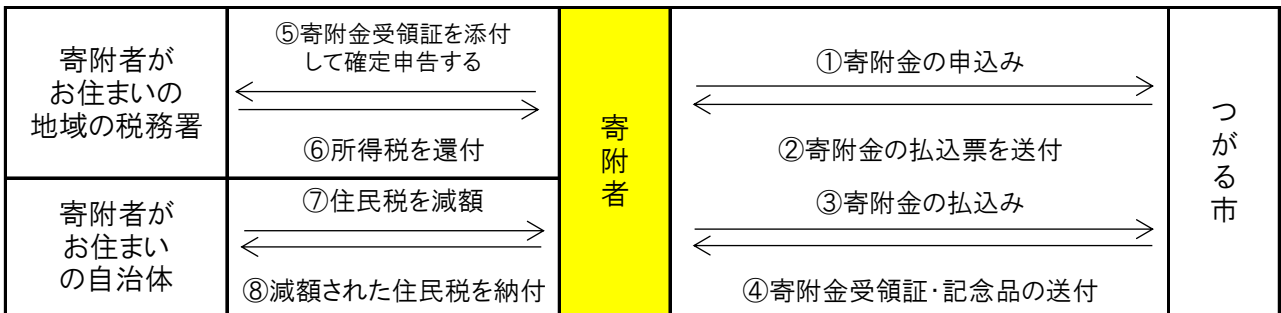
（※年末調整済みの給与所得者や年金のみ所得者で、もともと確定申告の必要がない方用）
つがる市と、お住まいの自治体との間で寄附者の税額控除に関する連絡を行います。

寄附した方が確定申告をする手間が省けます。所得税は還付されませんが、所得税から還付される予定であった金額分も含めて翌年度の住民税から控除されます。

～ワンストップ特例制度とは～

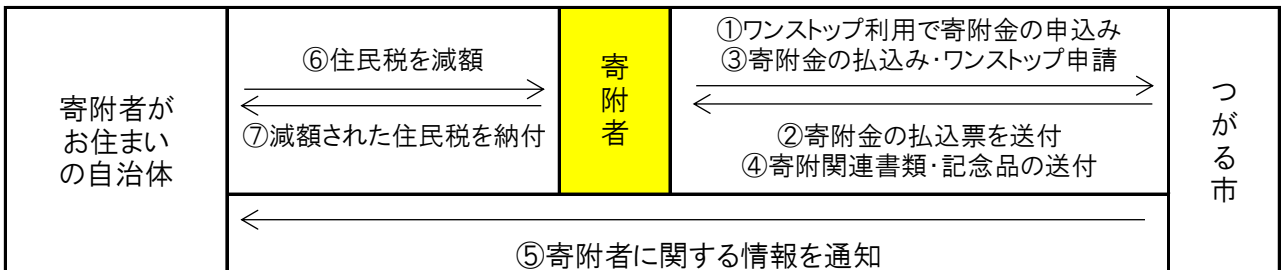
- ・もともと確定申告が不要な年末調整済みの給与所得者や、年金所得のみの方が、
- ・5か所以内の自治体にふるさと納税をした場合に、
- ・住所地の税務署や市区町村に申告することなく、
- ・寄附先の市区町村が寄附者に代わって、住所地の市区町村に寄附に関する情報を連絡すること
これにより、翌年の寄附者が納付すべき住民税から一定額が控除されます。

手続きの流れ1（払込取扱票によるふるさと納税：確定申告を行う場合）



※クレジット決済の場合は①②が省略されます。

手続きの流れ2（ふるさと納税ワンストップ特例）



ワンストップ特例を希望する方は、個人番号カードの画面の写し又は個人番号通知カードの写し及び身分証明書の写しを添付し、寄附翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出してください。

確定申告を行うことにするなどワンストップ特例の利用をやめる場合、ワンストップ特例申し込み後に住所が変わった場合、必要書類を紛失した場合などには、つがる市総務課へお問い合わせください。